



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 6
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 7
- 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 18
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 19
- 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 39
- 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（障害福祉課） 40
- 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（医療政策課） 42
- 沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例（健康長寿課） 42
- 沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（衛生薬務課） 43
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例（衛生薬務課） 45
- 国民健康保険法施行条例（国民健康保険課） 47
- 沖縄県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例（国民健康保険課） 49
- 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（国民健康保険課） 50
- 沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例（村づくり計画課） 51
- 沖縄県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例（森林管理課） 52
- 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例（産業政策課） 53
- 沖縄 IT 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課） 54
- 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課） 54
- 沖縄県の契約に関する条例（労働政策課） 55
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課） 57
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課） 57
- 沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例（建築指導課） 58
- 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課） 59
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課） 59
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 60
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課） 60

公布された条例のあらまし

- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第23号）
 - 1 主として肢体不自由のある児童等を入所させる福祉型障害児入所施設に配置すべき看護師は、保健師、助

産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するよう規定を改めることとした。(第68条関係)

- 2 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターに配置すべき看護師は、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するよう規定を改めることとした。(第82条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第39条関係)
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第24号)

- 1 指定児童発達支援及び基準該当児童発達支援の事業所に資格を持った児童指導員又は障害福祉サービス経験者を配置することを義務付けることとした。(第6条及び第56条関係)
- 2 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所及び指定医療型児童発達支援事業所に配置すべき看護師は、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するよう規定を改めることとした。(第6条、第7条及び第63条関係)
- 3 指定児童発達支援の事業者に対して、サービス内容の自己評価及び改善の内容の公表を義務付けることとした。(第27条関係)
- 4 指定児童発達支援の事業者に対して、その実施する事業の内容に関する情報の提供を義務付けることとした。(第49条関係)
- 5 障害者総合支援法の障害福祉サービスの生活介護事業所及び介護保険法の居宅サービス事業所(通所介護)が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)の指定を受ける場合の基準を定めることとした。(第55条の2から第55条の5まで及び第78条の2関係)
- 6 指定医療型児童発達支援事業者は、その実施する事業の内容に関する情報の提供に努めることとすることとした。(第70条の2関係)
- 7 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービスの機能訓練担当職員の配置の基準の特例を定めることとした。(第73条関係)
- 8 居宅訪問型児童発達支援に関する基準を定めることとした。(第5章関係)
- 9 その他所要の改正を行うこととした。(目次並びに第1条から第3条まで、第6条、第50条から第52条まで、第59条から第61条の2まで、第71条、第73条、第77条の2、第78条、第81条及び第85条から第90条まで関係)
- 10 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 11 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 指定福祉型障害児入所施設に配置すべき看護師は、保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかを配置するよう規定を改めることとした。(第5条関係)
- 2 指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と指定障害福祉サービスを一体的に提供している場合における指定福祉型障害児入所施設の人員及び設備に関する基準に係る特例規定を削ることとした。(第5条及び第6条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第1条、第4条、第5条及び第47条関係)
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、3の一部は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 介護保険法の居宅サービス事業所(訪問介護、通所介護及び短期生活介護)及び障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)が、障害福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)の指定を受ける場合の基準を定めることとした。(第44条の2から第44条の4まで、第95条の2から第95条の5まで、第110条の2から第110条の4まで、第149条の2から第149条の4まで及び第159条の2から第159条の4まで関係)
- 2 生活介護事業者等が、当該指定生活介護事業者等が提供する指定生活介護等を受けて通常の実業所に新たに雇用された障害者に対して、職場への定着のための支援を実施する規定を定めることとした。(第87条の2、第149条及び第159条関係)

- 3 サービス提供責任者が、重度障害者等包括支援サービス利用計画の策定に際し、担当国会議を開催すること等を定めた規定を削ることとした。(第121条関係)
- 4 就労移行支援事業者が通勤のための訓練を利用者に対して実施することを義務付けることとした。(第167条の2関係)
- 5 就労定着支援に関する基準を定めることとした。(第13章関係)
- 6 自立生活援助に関する基準を定めることとした。(第14章関係)
- 7 日中サービス支援型共同生活援助に関する基準を定めることとした。(第201条の2から第201条の11まで関係)
- 8 その他所要の改正を行うこととした。(目次並びに第1条から第3条まで、第6条、第49条、第80条、第96条、第97条、第109条、第111条、第120条、第121条、第142条、第150条の2、第152条、第160条の2、第172条、第199条、第201条の12から第201条の22まで及び第202条並びに附則第2項、第3項、第6項及び第8項から第10項まで関係)
- 9 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 10 この条例の施行に伴い、沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正することとした。(附則第2項)

○ 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 指定福祉型障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援を一体的に提供している場合における指定障害者支援施設の人員及び設備に関する基準に係る特例規定を削ることとした。(第6条及び第10条関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(第46条関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 生活介護事業者等が、当該生活介護事業者等が提供する生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、職場への定着のための支援を実施するよう努めることとした。(第44条の2、第55条及び第60条関係)
- 2 就労移行支援事業者が通勤のための訓練を利用者に対して実施することを義務付けることとした。(第64条の2関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第2条、第51条、第56条及び第69条関係)
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 集中強化治療室等の病床について、入院患者が当該病室での治療後に利用する病床が同一病院内に確保されている場合であっても、既存病床数等に算定することとした。(第3条関係)
- 2 介護老人保健施設に係る療養病床又は一般病床の既存病床数の算定に関する規定を削ることとした。(第4条関係)
- 3 2に伴い、介護老人保健施設に係る療養病床又は一般病床の既存病床数の補正に関する経過措置を整理することとした。(附則第2項及び第4項関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第3条関係)
- 5 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、4は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 緩和ケアに係る定義規定を整理することとした。(第9条関係)
- 2 がん登録に係る定義規定を整理することとした。(第14条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第11条及び第18条関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例(条例第31号)

- 1 目的について定めることとした。(第1条)

- 2 住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めることとした。(第2条)
- 3 規則への委任について定めることとした。(第3条)
- 4 この条例は、平成30年6月15日から施行することとした。(附則)

○ 旅館業法施行条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 ホテル営業及び旅館営業に係る営業種別を統合し、旅館・ホテル営業に改めることとした。(第7条及び別表第2関係)
- 2 衛生措置の基準を改めることとした。(別表第1関係)
- 3 構造設備の基準を改めることとした。(別表第2関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第2条から第6条まで並びに別表第1及び別表第2関係)
- 5 この条例は、平成30年6月15日から施行することとした。(附則)

○ 国民健康保険法施行条例(条例第33号)

- 1 趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 用語について定めることとした。(第2条)
- 3 国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称について定めることとした。(第3条)
- 4 沖縄県国民健康保険運営協議会の委員の定数について定めることとした。(第4条)
- 5 国民健康保険給付費等交付金の交付について定めることとした。(第5条)
- 6 国民健康保険事業費納付金の徴収について定めることとした。(第6条)
- 7 医療費指数反映係数等について定めることとした。(第7条)
- 8 後期高齢者支援金等納付金所得係数等について定めることとした。(第8条)
- 9 介護納付金納付金所得係数等について定めることとした。(第9条)
- 10 規則への委任について定めることとした。(第10条)
- 11 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例(条例第34号)

- 1 沖縄県国民健康保険調整交付金条例は、廃止することとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第35号)

- 1 基金として積み立てる額は、沖縄県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 2 財政安定化基金拠出金の徴収及び総額について定めることとした。(第3条関係)
- 3 運用益金は、沖縄県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入することとした。(第5条関係)
- 4 基金を処分することができる場合を定めることとした。(第7条関係)
- 5 その他所要の改正を行うこととした。(第4条から第8条まで関係)
- 6 基金の処分の特例を定めることとした。(附則第3項関係)
- 7 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 基金の処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする事とした。(第2条関係)
- 2 基金は、中山間地域等における土地改良施設又は農地の機能を適正に発揮させるために必要な地域住民活動の強化を図るための調査、研究、研修等に関する事業に要する経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる事とした。(第6条関係)
- 3 その他所要の改正を行う事とした。(第2条及び第4条並びに附則第1項及び第2項関係)
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 基金の処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする事とした。(第2条関係)
- 2 基金は、林業従事者の育成及び確保に関する事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる事とした。(第6条関係)

- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 容器検査又は再検査手数料の額を改めることとした。(別表第2関係)
- 2 充てん設備の変更許可申請手数料の額を改めることとした。(別表第3関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 新たな企業集積施設の使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 情報管理棟の使用料の額の特例を定めることとした。(附則第3項関係)
- 2 情報管理棟の使用料の額を改めることとした。(別表関係)
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県の契約に関する条例(条例第41号)

- 1 目的について定めることとした。(第1条)
- 2 用語の定義について定めることとした。(第2条)
- 3 基本理念について定めることとした。(第3条)
- 4 県の責務について定めることとした。(第4条)
- 5 事業者等の責務について定めることとした。(第5条)
- 6 県の取組方針について定めることとした。(第6条)
- 7 沖縄県契約審議会について定めることとした。(第7条)
- 8 規則への委任について定めることとした。(第8条)
- 9 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 給水施設使用料の額を改めることとした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、平成30年5月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第43号)

- 1 田園住居地域を日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定し、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と同じ制限とすることとした。(第29条関係)
- 2 田園住居地域において例外的に認められる建築物の建築等の許可の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第5関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(別表第5関係)
- 4 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例(条例第44号)

- 1 条例に基づく文教地区内の建築制限等に係る許可に関する知事の権限に属する事務について、権限移譲の協議が整った沖縄市が処理することとする事とした。(第4条関係)
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例(条例第45号)

- 1 二級建築士試験及び木造建築士試験に係る受験手数料の額を改めることとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第46号)

- 1 県立北部病院に形成外科を新設することとした。(別表第1関係)
- 2 県立中部病院の病床数を改めることとした。(別表第1関係)
- 3 県立八重山病院の病床数を改め、県立八重山病院に歯科口腔外科を新設することとした。(別表第1関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1は平成30年4月1日から、3は同年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第47号)

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料、特例風俗営業者の認定申請手数料及び特定遊興飲食店営業許可申請手数料の額を改めることとした。(別表第1関係)
- 2 質屋営業許可申請手数料の額を改めることとした。(別表第4関係)
- 3 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る資格者証書換え手数料の額を改めることとした。(別表第5関係)
- 4 原子力事業者等に係る運搬証明書書換え手数料の額を改めることとした。(別表第6関係)
- 5 火薬類運搬証明書交付手数料の額を改めることとした。(別表第7関係)
- 6 国際競技に参加する外国人に対する銃砲刀剣類所持許可申請手数料及び許可証再交付手数料の額を改めることとした。(別表第8関係)
- 7 運転免許試験、技能検定員審査、教習指導員審査等に係る手数料の額を改めることとした。(別表第9関係)
- 8 自動車運転代行業の認定の申請に対する審査及び認定証の再交付に関する事務に係る手数料の額を改めることとした。(別表第11関係)
- 9 探偵業の業務の適正化に関する法律の規定に基づく書面の交付及び再交付に関する事務に係る手数料の額を改めることとした。(別表第12関係)
- 10 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 11 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

条 例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第23号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第85号)の一部を次のように改正する。

第39条第2号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

第68条第3項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第8項及び第82条第5項において同じ。）」に改め、同条第8項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第82条第5項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第39条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第24号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条の2）」を	「第5節
共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の2—第55条の5）	第6節
基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条の2）」	に、「第5節 基準
該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）」を	「第5節 共生型障害児通所支援に関
	第6節 基準該当通所支援に関する
	「第5章 居宅訪問型児
	第1節 基本方針（
する基準（第78条の2）」	第2節 人員に関す
に、「第5章 保育所等訪問支援」を	第3節 設備に関す
基準（第79条—第81条）」	第4節 運営に関す

第6章 保育所等訪問

児童発達支援

第81条の2)

る基準（第81条の3・第81条の4）

る基準（第81条の5）

る基準（第81条の6—第81条の9）

支援

8章」に改める。

第1条中「第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項」を「第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項」に改める。

第2条第1項第2号中「及び肢体不自由児通所医療」の次に「（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同項第4号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、「指定障害福祉サービス等基準条例」を「指定障害福祉サービス基準条例」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条第3項中「第21条、第50条及び第73条第1項第1号において」を「以下」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

第6条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第3項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

第6条第3項第3号中「（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第4項第1号を次のように改める。

(1) 看護職員

第27条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第49条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第50条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第51条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第52条第2項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第56条第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第59条中「前節」を「第4節」に改める。

第60条中「（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削り、「以下同じ。）を提供」を「以下この条において同じ。）を提供」に改め、「（指定障害福祉サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第61条及び第61条の2を次のように改める。

（指定通所介護事業所等に関する特例）

第61条 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。

この場合において、この節（第59条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第61条の2 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第55条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第60条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。第60条において同じ。）の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第61条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第61条第1号において同じ。）の面積が、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防

小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員が規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）が規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第55条の5 第5条、第8条、第9条及び前節（第12条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第63条第1項第4号を次のように改める。

(4) 看護職員

第70条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第71条中「第27条から第35条まで」を「第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで」に改め、「、第49条（第2項を除く。）」を削り、「第28条」を「第27条第1項及び第28条」に改める。

第73条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第73条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医

(2) 看護職員

(3) 児童指導員又は保育士

(4) 機能訓練担当職員

(5) 児童発達支援管理責任者

第77条の2を削る。

第78条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「第28条」を「第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条」に改める。

第81条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第77条（第1項を除く。）及び第77条の2」を「及び第77条（第1項を除く。）」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第7章を第8章とする。

第90条中「第73条並びに」を「第73条、第81条の3第1項並びに」に改め、「デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」との次に「、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」とを加える。

第6章を第7章とする。

第85条を次のように改める。

(準用)

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第86条から第88条までを次のように改める。

第86条から第88条まで 削除

第89条中「第25条」を「第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条」に、「から第51条まで、第52条第1項及び」を「、第50条、第51条、第52条第1項、」に改め、「第55条まで」の次に「、第70条の2及び第81条の6から第81条の8まで」を加え、「第88条」を「第89条において準用する第81条の8」に、「第87条」と、」を「第89条において準用する第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

(基本方針)

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

(準用)

第81条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第81条の3第1項第1号

に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第81条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第81条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第81条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の費用については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第81条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「旧条例」という。）第6条（第3項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、この条例による改正後の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（次項において「新条例」という。）第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第56条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第56条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第25号

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号」を「第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）

第5条第1項第3号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改め、同条第3項を削る。

第6条第6項を削る。

第47条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第3項及び第6条第6項に規定する指定福祉型障害児入所施設に係る従業者の配置及び設備の基準については、改正後の第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第26号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第44条の2—第44条の4）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第45条—第49条）」を「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第95条の2—第95条の5）」に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」を「第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第96条—第98条）」に、

「第5節 共生型障害福祉サービスに
 第6節 基準該当障害福祉サービス
 に関する基準（第110条の2—第110条の4）
 に関する基準（第111条・第112条）」を
 に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに
 に関する基準（第111条・第112条）」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準
 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基
 準（第149条の2—第149条の4）
 に関する基準（第150条—第151条）」を
 に、「第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
 準（第150条—第151条）」

「第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の
 第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条
 2—第159条の4）
 に関する基準（第160条—第161条）」を
 に、「第13章 共同生活援助」を
 一第161条）」

「第13章 就労定着支援

第1節 基本方針（第194条の2）

第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の4）

第3節 設備に関する基準（第194条の5）

第4節 運営に関する基準（第194条の6—第194条の12）

第14章 自立生活援助 に、

第1節 基本方針（第194条の13）

第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条の15）

第3節 設備に関する基準（第194条の16）

第4節 運営に関する基準（第194条の17—第194条の20）

第15章 共同生活援助 ）」

「第5節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び

「第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第201条の2・第201条の

運営に関する基準」を 第2款 人員に関する基準（第201条の4・第201条の5）

第3款 設備に関する基準（第201条の6）

第4款 運営に関する基準（第201条の7—第201条の11）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針

並びに人員、設備及び運営に関する基準

3)

に、

並びに人員、設備及び運営に関する基準」

「第201条の2・第201条の3」を「第201条の12・第201条の13」に、「第201条の4・第201条の5」を「第201条の14・第201条の15」に、「第201条の6」を「第201条の16」に、「第201条の7—第201条の12」を「第201条の17—第201条の22」に、「第14章」を「第16章」に、「第15章」を「第17章」に、「第16章」を「第18章」に、「第17章」を「第19章」に改める。

第1条中「第36条第3項第1号」の次に「、第41条の2第1項各号」を加える。

第2条第1項第5号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、指定通所支援基準条例第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第3条第1項中「第13章まで」を「第15章まで」に改める。

第6条第1項中「第201条の2及び第201条の10第2項」を「第201条の12及び第201条の20第2項」に改める。

第49条第1項及び第2項中「前節」を「第4節」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪

問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第44条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項及び第7条並びに前節(第44条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第80条第1項第2号中「第16章」を「第18章」に改める。

第87条の次に次の1条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第96条第1号中「指定通所介護事業者(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))

第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))」を「指定通所介護事業者等」に改め、同項第2号を次のように改

める。

- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積について、規則で定める基準を満たすこと。

第97条を次のように改める。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第97条 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積が、規則で定める基準を満たすこと。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第55条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）が、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）は、規則で定める基準を満たすこと。

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第95条の5 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条及び第81条並びに前節（第95条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第109条第2号中「第201条の4第1項」を「第201条の14」に改める。

第111条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第5章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第110条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号。以下この条において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定

する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積は、規則で定める基準を満たすこと。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ若しくは第175条第2項第2号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第2号ハに規定する個室をいう。)以外の宿泊室を設ける場合は、規則で定める基準を満たすこと。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第110条の4 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで及び第99条並びに前節(第109条及び第110条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同

項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第150条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第8章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第149条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積は、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第149条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員は、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第149条の4 第10条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条から第94条まで及び第142条並びに前節（第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第152条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第160条の2中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第9章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積は、規則で定める基準を満たすこと。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。

(3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員は、規則で定める基準を満たすこと。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員は、規則で定める基準を満たすこと。
- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、規則で定める基準を満たすこと。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第159条の4 第10条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第94条まで、第147条、第148条及び第152条並びに前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第167条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第172条中「第86条から第94条まで、第157条の2、第146条及び第147条」を「第86条、第87条、第88条から第94条まで、第146条、第147条及び第157条の2」に改め、「（規則で定める者に限る）」の次に「。以下この項において同じ」を加える。

第17章を第19章とし、第16章を第18章とし、第15章を第17章とする。

第202条第1項中「（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）」及び「（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）」を削る。

第14章を第16章とする。

第199条第3項中「利用者の」を「当該利用者の」に改め、「家事等」の次に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第201条の12中「第201条の12」を「第201条の22」に改め、第13章中同条を第201条の22とする。

第201条の11を第201条の21とし、第201条の8から第201条の10までを10条ずつ繰り下げる。

第201条の7第1項中「第201条の9」を「第201条の19」とし、同条を第201条の17とする。

第13章第5節第3款中第201条の6を第201条の16とし、同節第2款中第201条の5を第201条の15とし、第201条の4を第201条の14とし、同節第1款中第201条の3を第201条の13とする。

第201条の2中「第201条の12」を「第201条の22」に、「第201条の4第1項」を「第201条の14」に改め、同条を第201条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食

事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

(準用)

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備)

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限

とする。)とすることができる。

- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、規則で定める基準により居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとする。

第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護及び家事等)

第201条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第201条の11 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第55条の2、第60条、第62条、第68条、第72条、第75条から第77条まで、第90条、第92条、第94条、第157条の2、第198条の2から第198条の6まで及び第199条の3から第200条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び規則で定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な

日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

(基本方針)

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として省令第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、省令第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- (1) 就労定着支援員
- (2) サービス管理責任者

(準用)

第194条の4 第52条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第194条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合における当該障害の種類

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条及び第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

(基本方針)

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」とい

う。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 地域生活支援員

(2) サービス管理責任者

(準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者(法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。)でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10及び第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第2項及び第3項中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附則第6項中「第201条の12」を「第201条の22」に改める。

附則第8項の見出し中「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同項中「第199条第3項」の次に「及び第201条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第9項中「第199条第3項」の次に「及び第201条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第10項中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第201条の2」を「第201条の12」に改める。

附則第4項中「第201条の10第4項」を「第201条の20第4項」に改める。

沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第27号

沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第46条第11号中「には」を「における」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設に係る従業者の配置及び設備に関する基準については、改正後の第5条及び第9条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第28号

沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「児童発達支援をいう。以下同じ」を「児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業」を「放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「保育所等訪問支援をいう」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、省令第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、省令第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」を「第43条、第44条、第45条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第29号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次に」を「、次に」に改め、同項第1号中「総務省、法務省、財務省、林野庁」を「法務省」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項第2号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項及び第4項中「及び第4条」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定（同項第2号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第30号

沖縄県がん対策推進条例の一部を改正する条例

沖縄県がん対策推進条例（平成24年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第9条中「法第16条に規定する疼痛等の緩和を目的とする医療その他の行為」を「法第15条に規定する緩和ケア」に改める。

第11条第1号中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第14条の見出し中「がんの登録」を「がん登録」に改め、同条中「次に掲げるがんの登録」を「法第18条第2項に規定するがん登録」に改め、各号を削る。

第18条第1項第1号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第31号

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することにより、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することを目的とする。

（住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間）

第2条 法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者は、第1号に掲げる区域において、第2号に掲げる期間は、同条第3項に規定する住宅宿泊事業を実施してはならない。

(1) 区域

ア 別表第1に掲げる市町村の区域における都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の区域

イ 別表第2に掲げる市町村の区域における都市計画法第8条第1項第1号に規定す

る第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域

ウ 別表第3に掲げる市町村の区域における学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。次号イにおいて同じ。）の敷地の周囲100メートルの区域

(2) 期間

ア 前号ア及びイに掲げる区域にあつては、月曜日の午前0時から金曜日の午前12時までの期間のうち休日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項第2号から第4号までに掲げる日をいう。ウにおいて同じ。）を除いた期間

イ 前号ウに掲げる区域にあつては、各学校の休業日以外の期間

ウ 前号ア又はイに掲げる区域であつて、かつ、同号ウに掲げる区域に該当する区域にあつては、月曜日の午前0時から金曜日の午前12時までの期間のうち休日を除いた期間

（規則への委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市	宜野湾市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 南城市
町	北谷町 与那原町 南風原町 八重瀬町

別表第2（第2条関係）

市	宜野湾市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 南城市
町	北谷町 与那原町 南風原町 八重瀬町

別表第3（第2条関係）

市	宜野湾市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 南城市

町	嘉手納町	北谷町	西原町	与那原町	南風原町	竹富町	与那国町
村	大宜味村	恩納村	読谷村	渡嘉敷村	座間味村	渡名喜村	北大東村

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第32号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和47年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号に掲げるとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第5号中「あつて」を「あつて」に改める。

第3条中「次の各号に掲げるとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第5条中「次の各号に掲げるとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第1号中「でい酔」を「泥酔」に改める。

第6条中「第1条第1項第11号、第2項第10号、第3項第7号及び第4項第5号」を「第1条第1項第8号、第2項第7号及び第3項第5号」に改め、同条ただし書中「あつて」を「あつて」に改める。

第7条中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

別表第1第3号を削り、同表第4号ア中「毎日」を「定期的に」に改め、同号イ中「及び昆虫類」を「、衛生害虫等」に改め、同号を同表第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 寝具類

ア 寝具は、適切に洗濯及び管理を行うこと。

イ 寝衣、敷布又はシーツ、布団カバー、包布等直接人に接触するものは、宿泊者1人ごとに、洗濯したものと取り替えること。

別表第1第5号を削り、同表第6号中イを削り、ウをイとし、エからカまでをウからオ

までとし、同号キ中「^{いつすい}溢水」を「^{いつすい}溢水」に改め、同号キを同号カとし、同号クただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同号クを同号キとし、同号ケ中「あつては」を「あつては」に改め、同号ケを同号クとし、同号コ中「当たつては」を「当たつては」に改め、同号コただし書中「あつて」を「あつて」に改め、同号コを同号ケとし、同号サ中「あつては」を「あつては」に改め、同号サを同号コとし、同号シからセまでを同号サからスまでとし、同号ソ中「あつては」を「あつては」に改め、同号ソを同号セとし、同号タ中「ソ」を「セ」に、「エ」を「ウ」に改め、同号タを同号ソとし、同号チただし書中「あつては」を「あつては」に改め、同号チを同号タとし、同号ツからナまでを同号チからトまでとし、同号を同表第5号とし、同表第7号を同表第6号とし、同表第8号イ中「石けん又は消毒薬」を「消毒液、石けん等」に改め、同号を同表第7号とし、同表第9号を削り、同表第10号を同表第8号とする。

別表第2第1項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同項第2号ウを削り、同号エ中「和式の構造設備による客室は、他の客室、廊下等との境を壁、板戸、ふすま等で区画し」を「客室は」に改め、同号エを同号ウとし、同号オを同号エとし、同項第3号中「調理室」の次に「を設ける場合」を加え、同号イ中「昆虫等」を「衛生害虫等」に改め、同項第4号イ及びウを削り、同号エを同号イとし、同号オからキまでを同号ウからオまでとし、同号クただし書中「なつている」を「なつている」に改め、同号クを同号カとし、同号ケからスまでを同号キからサまでとし、同項第5号を次のように改める。

(5) 脱衣室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。

別表第2第1項第6号イを次のように改める。

イ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

別表第2第1項第6号ウ中「昆虫等」を「衛生害虫等」に改め、同項第7号中「定員数以上を有する」を「収容定員に応じて十分な数を備える」に改め、同表第2項から第5項までを削り、同表に次の1項を加える。

2 下宿営業の施設の構造設備の基準

- (1) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。
- (2) 客室は、他の客室を通じないで、出入りすることができる構造であること。
- (3) 適当な数の寝具を有すること。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

国民健康保険法施行条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第33号

国民健康保険法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。第4条において「施行令」という。）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）において使用する用語の例による。

(協議会の名称)

第3条 法第11条第1項の規定により設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、沖縄県国民健康保険運営協議会（次条において「協議会」という。）とする。

(協議会の委員の定数)

第4条 施行令第3条第5項の規定により条例で定める協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付)

第5条 県は、法第75条の2第1項の規定により、毎年度、市町村に対し、国民健康保険

保険給付費等交付金を交付する。

- 2 算定政令第6条第2項の規定により交付する普通交付金に係る交付対象経費その他の交付に関する事項は、知事が別に定める。
- 3 算定政令第6条第3項の規定により交付する特別交付金に係る交付手続その他の交付に関する事項は、知事が別に定める。
- 4 算定政令第6条第6項第3号の条例で定める特別交付金の交付に充てられる部分は、知事が別に定める。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第6条 県は、法第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金を、年度ごとに、規則で定めるところにより市町村から徴収する。

(医療費指数反映係数等)

第7条 算定政令第9条第3項の条例で定める基準は、0を超え、かつ、1以下の範囲とする。

- 2 算定政令第9条第4項の条例で定める値は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げるものとする。
- 3 算定政令第9条第5項の条例で定める基準は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

4 算定政令第9条第6項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げるものとする。

5 算定政令第9条第7項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げるものとする。

6 算定政令第9条第9項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数等)

第8条 算定政令第10条第3項の条例で定める基準は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(1) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

2 算定政令第10条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条の規定により読み替えられた同項第1号に掲げるものとする。

3 算定政令第10条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げるものとする。

4 算定政令第10条第7項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(介護納付金納付金所得係数等)

第9条 算定政令第11条第3項の条例で定める基準は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準とする。

(1) 算定政令第11条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令第11条第3項第2号に掲げる額

2 算定政令第11条第4項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第1号に掲げるものとする。

3 算定政令第11条第5項の条例で定める数は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第2号に掲げるものとする。

4 算定政令第11条第7項の条例で定める範囲は、0を超え、かつ、1未満の範囲とする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第34号

沖縄県国民健康保険調整交付金条例を廃止する条例

沖縄県国民健康保険調整交付金条例（平成17年沖縄県条例第56号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第35号

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年沖縄県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一般会計歳入歳出予算」を「法第10条の規定に基づき設置された沖縄県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算（以下「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」という。）」に改める。

第7条を第8条とする。

第6条中「法第81条の2第1項各号に掲げる事業に必要な費用の財源に充てる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第81条の2第1項第1号に掲げる事業の費用の財源に充てるとき。
- (2) 政令第17条第1項の規定により定める次に掲げる特別の事情があると認められる市町村に係る法第81条の2第1項第2号に掲げる事業の費用の財源に充てるとき。
 - ア 激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により指定された災害により、多数の国民健康保険の被保険者の生活に著しい支障が生じたとき。
 - イ 企業の倒産、主要な生産物に係る価格の大幅な下落等により、多数の国民健康保

険の被保険者の生活に著しい支障が生じたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、規則で定める特別の事情により、多数の国民健康保険の被保険者の生活に著しい支障が生じたとき。

(3) 法第81条の2第2項の規定により、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算への繰入れに要する費用の財源に充てるとき。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「一般会計歳入歳出予算」を「国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(財政安定化基金拠出金の徴収等)

第3条 県は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。

以下「政令」という。）第22条第1項の規定により、県内の全ての市町村から法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金拠出金を徴収するものとする。

2 前項の規定により県が市町村から徴収する財政安定化基金拠出金の額の総額は、法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金（以下この項において「基金事業交付金」という。）の交付を行った年度において市町村に対して交付した基金事業交付金の額の総額の3分の1に相当する額とし、各市町村から徴収する額は、規則で定める。

附則に次の1項を加える。

(処分の特例)

3 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第7条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定により、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第36号

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条

例

沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例（平成5年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「積立額相当額を」を「積立額相当額」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第6条の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

第4条中「並びに」を「及び」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 基金は、第4条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第37号

沖縄県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

沖縄県森林整備担い手対策基金条例（平成6年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「積立額相当額を」を「積立額相当額」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第6条の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するもの

とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(処分)

第6条 基金は、第4条に規定する事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第38号

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の17の項中「180円」を「160円」に、「220円」を「210円」に、「4円」を「3円」に、「90円」を「80円」に改める。

別表第3の13の項中「19,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第39号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表に次のように加える。

4号棟事業用専用区画	1月につき	6,081,060円
------------	-------	------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第40号

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(使用料の額の特例)

- 3 使用者に対する施設の使用に係る別表の規定の適用については、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間は、同表情報管理棟の項中「8,218,620円」とあるのは、「3,739,830円」とする。

別表中「3,739,830円」を「8,218,620円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県の契約に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第41号

沖縄県の契約に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、県契約に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって公共サービスの質の確保及び向上並びに地域経済の活性化及び雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県契約 県が事業者と締結する売買、貸借、請負その他の契約（規則で定めるものを除く。）で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものをいう。
- (2) 事業者 県と県契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及びその下請負人をいう。

(基本理念)

第3条 県契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され、及び履行されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県契約に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約の履行に携わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、県契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県の取組方針)

第6条 知事は、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 県契約の締結に当たって取り組むべき事項

(2) 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、県契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、取組方針を定めるに当たっては、沖縄県契約審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、取組方針の変更について準用する。

(沖縄県契約審議会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、県契約に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

- 3 審議会は、委員8人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者、労働者団体を代表する者及び経営者団体を代表する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第42号

沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「32.40円」を「48.60円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第43号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第29条の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

別表第5の7の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の10の項、11の項、20の項、27の項、32の項及び43の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第44号

沖縄県文教地区建築条例の一部を改正する条例

沖縄県文教地区建築条例（昭和47年沖縄県条例第117号）の一部を次のように改正する。

第4条中「那覇市」の次に「、沖縄市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際改正前の第3条の規定により知事がした処分その他の行為で現に

その効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては沖縄市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、沖縄市の長がした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては沖縄市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県文教地区建築条例の適用については、沖縄市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第45号

沖縄県二級建築士免許等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県二級建築士免許等手数料条例（平成12年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「16,900円」を「17,700円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第46号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第1 沖縄県立北部病院の項中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改め、同表沖縄県立中部病院の項中「550床」を「559床」に改め、同表沖縄県立八重山病院の項中「救急科」を「救急科 歯科口腔外科」に、「350床」を「302床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 沖縄県立北部病院の項の改正規定は平成30年4月1日から、同表沖縄県立八重山病院の項の改正規定は同年10月1日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第47号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,112人」を「4,099人」に、「1,848人」を「1,895人」に、「34人」を「42人」に、「9,766人」を「10,058人」に、「15,760人」を「16,094人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第48号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正す

る。

別表第1 風適法第9条第1項の規定に基づく風俗営業所の構造又は設備の変更承認に関する事務の項中「11,000円」を「9,900円」に改め、同表風適法第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業者の認定に関する事務の項中「15,000円」を「13,000円」に、「11,700円」を「10,000円」に改め、同表風適法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務の項中「8,000円」を「8,700円」に改める。

別表第4中「25,000円」を「22,000円」に改める。

別表第5 警備業法第22条第2項、第5項、第6項及び第8項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務の項及び警備業法第42条第2項並びに同条第3項において準用する同法第22条第5項及び第6項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務の項中「2,000円」を「1,800円」に改める。

別表第6中「4,600円」を「5,400円」に改める。

別表第7 火薬類取締法第19条第1項の規定に基づく火薬類の運搬証明書の交付に関する事務の項中「2,400円」を「2,100円」に改める。

別表第8 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条の4第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第7条の3第2項の規定に基づく銃砲又は刀剣類の所持の許可に関する事務の項中「1,600円」を「1,800円」に、「2,200円」を「1,900円」に改める。

別表第9 第1項の表運転免許試験手数料の項中「1,600円」を「1,550円」に、「4,400円」を「4,100円」に、「7,050円」を「6,600円」に、

道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円
---	--------

を

道交法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
---	--------

に、「2,200円」を「2,550円」

に、「3,100円」を「3,350円」に、「2,950円」を「2,600円」に、「4,500円」を「4,050円」に、

1,850円	を	1,900円	に、「4,550円」
1,500円		1,500円	
1,750円		1,700円	

を「4,800円」に、「2,850円」を「2,900円」に、「4,400円」を「4,350円」に改め、同表検査手数料の項中「4,050円」を「3,900円」に、「6,700円」を「6,400円」に、「3,850円」を「3,750円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表再試験手数料の項中「2,000円」を「1,900円」に、「4,650円」を「4,400円」に、「1,950円」を「1,750円」に、「2,850円」を「2,550円」に、「1,750円」を「1,650円」に、「3,300円」を「3,100円」に、「1,050円」を「1,000円」に改め、同表免許証交付手数料の項及び免許証再交付手数料の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表免許証更新手数料の項中

免許証の更新（道交法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	2,500円	を
免許証の更新（道交法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合）	2,550円	

に改め、同表運転経

歴証明書交付手数料の項及び運転経歴証明書再交付手数料の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表認知機能検査手数料の項中「650円」を「750円」に改め、同表審査手数料の項中「1,450円」を「1,400円」に、「3,000円」を「2,850円」に改め、同表技能検定

員資格者証交付手数料の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項中「23,100円」を「23,400円」に、「19,650円」を「19,500円」に、「14,500円」を「14,700円」に、「21,700円」を「21,500円」に改め、同表教習指導員資格者証交付手数料の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「14,600円」を「14,550円」に、「11,800円」を「11,850円」に、「9,400円」を「9,650円」に、「12,750円」を「12,450円」に改め、同表認知機能検査員講習手数料の項中「講習1時間について700円」を「1,400円（自動車安全運転センターの研修等を受けたことにより講習項目が省略される場合にあつては、800円）」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「2,400円」を「2,350円」に改め、同表講習手数料の項中「2,100円」を「1,950円」に、

「

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間について4,100円
---	-----------------

」

を

「

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間について4,450円
---	-----------------

」

に、「3,400円」を「3,500円」

に、「2,450円」を「2,800円」に、

「

大型自動二輪車免許に係る講習	講習1時間について4,100円
----------------	-----------------

」

を

大型自動二輪車免許に係る講習

講習1時間について4,150円

に、「1,400円」を「1,500円」

に、「1,300円」を「1,400円」に、「講習1時間について650円」を「講習1時間について750円」に、「講習1時間について2,400円」を「講習1時間について2,450円」に、「4,650円」を「5,100円」に、「7,550円」を「7,950円」に、「5,650円」を「5,800円」に、「2,000円」を「2,250円」に、「4,300円」を「4,450円」に、

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

2,400円

を

小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

2,350円

に、「13,200円」を「12,500

円」に、「1,900円」を「2,000円」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、同表駐車監視員資格者証再交付手数料の項中「2,000円」を「1,800円」に改める。

別表第9第2項の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」

に改め、同表3の項及び4の項中

2,450円

1,950円

1,950円

を

2,500円

2,000円

2,000円

に改め、

同表5の項中「2,000円」を「2,350円」に、「1,950円」を「1,900円」に、「2,500円」を「2,650円」に改め、同表6の項中「1,750円」を「1,800円」に、「2,100円」を「2,050円」に改め、同表備考1中「2,450円」を「2,350円」に、「850円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,100円」を「2,900円」に改め、同表備考2中「550円」を「500円」に、「350円」を「300円」に改める。

別表第9第3項の表1の項中「3,600円」を「3,550円」に、「1,300円」を「1,250円」に改め、同表2の項中「1,350円」を「1,400円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「1,300円」を「1,350円」に改め、同表3の項中「1,250円」を「1,300円」に、「1,200円」を「1,250円」に、「1,100円」を「1,250円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,550円」を「1,600円」に改め、同表6の項中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,250円」に改め、同表備考1中「2,500円」を「2,400円」に、「3,150円」を「2,850円」に改め、同表備考2中「250円」を「150円」に、「100円」を「150円」に改める。

別表第11中「13,000円」を「12,000円」に、「1,900円」を「1,700円」に改める。

別表第12中「1,500円」を「1,600円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の更新の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--